

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 たすけあい資金の償還金支払免除規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という）たすけあい資金の償還金支払免除に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支払免除の適格要件)

第2条 償還金の支払免除は、次の各号の一に該当すると認められる場合に行うことができる。

- (1) 借受人が死亡し、相続人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき
- (2) 借受人が2年以上所在不明となって、相続人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき
- (3) 当該償還未済額について時効が完成しているとき

2 前項（1）～（2）号に該当する場合であっても、当該借受人世帯がその自立自立に真摯な努力をしていると認められないときは、この限りでない。

3 前1項の各号に該当しないが、将来にわたって償還困難と認められるものについては、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会たすけあい資金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮って承認を経たうえ、償還金の支払免除について決定を行うことができる。

(支払免除の手続等)

第3条 借受人又は相続人は、償還金の支払免除を申請することができるものとし、償還金の支払免除を申請しようとするときは、たすけあい資金償還金支払免除申請書（以下「支払免除申請書」という。（様式1号）担当民生委員を通じ社協会長に提出するものとする。

2 担当民生委員は、支払免除申請書を受け付けたときは、必要な調査を行い支払免除調査意見書（様式2号）を添えて社協会長に送付しなければならない。

3 社協会長は、支払免除申請書を受け付けたときは、記載内容を審査し、たすけあい資金償還状況調書（様式3号）を作成のうえ、運営委員会の意見を聞いて支払免除するかどうかを決定するものとする。

4 社協会長は、支払免除を認める旨の決定したときは、支払免除承認通知書を担当民生委員を通じて、当該申請人に交付するものとする。

5 社協会長は、支払免除を認めない旨の決定したときは、支払免除不承認通知書を担当民生委員を通じて、当該申請人に送付するものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1号)

たすけあい資金償還金支払免除申請書

借受人 氏名		貸付 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	貸付 金額	円
償還 方法	一括 月賦	償還 期限	年 月 日	償還 済額	円
免除 申請額	全部 円 (償還未済額の 一部) (のみ)				
免除申請理由および 理由発生年月日ま たは理由継続期間					
免 除 申 請 者	ふりがな			明治	
	氏名			男・女 大正 年 月 日生	
	現住所	昭和			
	借受人との関係			職業	
	勤務先および所在地				
摘 要					
上記のとおりたすけあい資金の償還金の支払を免除されたく申請します。					
令和 年 月 日					
免除申請者 印					
五城目町社会福祉協議会長 様					

(様式2号)

支払免除調査意見書

借受人 氏名	住居の 状況					自家	借家	借間	同居
	氏名	続柄	性別	年齢	職業	月収	健康状態(病名)		備考
借受人 世帯 の 状況						円			
	世帯の収入		月収		支出		円		
	支出の状況				円				
	生活程度	良 普通 不良	保護歴		有	自 年 月 日	無		
					至 年 月 日				
相続人の 状況	(氏名、年齢、続柄、現住所、生活程度等の状況)								
親戚の 状況	(氏名、年齢、続柄、現住所、交際援助等の状況)								
民生委員の 援助指導経 過および 免除に関 する意見									
償還金支払免除に関して調査したところ、上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 民生委員 印 五城目町社会福祉協議会長 様									

(様式3号)

たすけあい資金償還状況調書

借受人氏名		平成 年度貸付決定	貸付金	円
償還計画による償還期間	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	償還方法 一括 月賦		
	償還計画額 (A)	償還済額 (B)	償還未済額 (A) - (B)	摘 要
元 金	円	円	円	
償還済回数	回	最終償還金支払年月日	令和 年 月 日	
償還督促 の 状 況				
備 考				
作成、確認				印

